

公家庭中の成立と奉行

—中世公家訴訟制に関する基礎的考察—

藤原良章

はじめに

本稿は、中世公家訴訟制に関して、公家庭中の成立と、その前提となる公家訴訟制における奉行のあり方について、基礎的な考察を加えようとするものである。

鎌倉幕府の訴訟制に関しては、戦前より多くの研究が蓄積されたが、それに比べ、鎌倉期の公家訴訟制については等閑視される傾向があり、戦後の研究としては、橋本義彦氏の「院評定制について」⁽¹⁾、佐藤進一氏の『日本の中世国家』第三章が、その代表的なものとしてあげられる程度である。それは、両統分裂による〈治天の君〉の頻繁な交替や、公家訴訟制に関する史料的な制約に起因したものであろうが、また、特に承久の乱以降、公家が国政上に果した意義がさほど評価されなかつたことにもよると考えられる。しかしながら、近年においては、当時公武一同の徳政が推し進められたことが明らかにされ⁽²⁾、また、公家のものは公家にという具合に、幕府自体が公家政権のいわば興行を図つたことも指摘されており⁽³⁾、こうした研究情況をふまえるならば、公家政権の徳政興行が具体的にはいかなる形で実現されようとしたのか、

公家庭中の成立と奉行（藤原）

一一〇

という観点から公家政権について検討することも、鎌倉中・後期の政治情況を総括的に把握するための一課題であるといわなくてはならない。

ところで、かかる徳政について笠松宏至氏は、徳政の大きな柱である徳政令が、ものを本来あるべき所へ戻すことであり、所領問題についていえば、徳政の最も原初的政策である旧領回復令が、具体的には寺社領の復元を目指したものだつたことを明らかにされている。と同時に氏は、中世公家訴訟の実態として、寄沙汰と噉訴について検討され、公家の「裁判の空白」を埋めるものとして、雜訴の興行が公家徳政における最要のものとしての意義をもつていたと位置づけられたのである。⁽⁴⁾

その公武一同の徳政の盛んな弘安十一年のこと、鎌倉より上洛した東使は、成立間もない後深草院政に対し、公家の政治に関する幕府の意向を記した事書を提示したが、その中には次のような一条が含まれていた。

一、諸人相伝所領事

任道理可被返付本主歟、

この事書も、笠松氏が明らかにされた旧領回復を企図する徳政の重要な柱であり、龜山院政に続いて公家に徳政の興行を要請したものであるが、これに対する公家方の対応は、

一、諸人相伝所領事

就近年訴訟、且可有其沙汰歟、⁽⁵⁾

というもので、徳政の最要たる旧領回復が、他ならぬ訴訟を通して実現されるという公家方の認識・方針をはつきりと示しており、公家徳政において、雜訴の興行がその重要な課題として意識されていたことが分る。

また、徳政のもう一つの柱として神事の興行があげられるが、それを具体的に規定した神宮興行令の濫觴は、更に遡つて、弘長三年八月十三日の宣言⁽⁶⁾に見出すことができる。その立法においても、転倒した「式内神領」を回復させようとい

う本領回復を企図する規定があり、神宮興行も笠松氏がいわれたとおり、神領回復をテコとしたものであった。そして、それを具体的に支えたものも、同法の「神宮奏状不_レ經_ニ一宿、亦不_レ顧_ニ機嫌、早可_ニ奏聞」⁽⁷⁾という規定に明らかに如く、やはり「神宮訴訟」の「裁断」に他ならなかつた。そうした意識の展開の中で、弘安德政のさなかに発布された宣旨では、「以_ニ寺社領_一寄_ニ附他社他寺_一及_ニ人領」⁽⁸⁾事を禁じ、また「諸社諸寺一旦執務人、以_ニ彼領_ニ称_ニ別相伝、及_ニ不慮之伝領」⁽⁹⁾事を戒めた上で、「如_レ此之地訴訟出来者、被_ニ尋究_ニ可_レ被_ニ返_ニ付寺社_ニ事」と規定されている。これも弘長法を発展させ、対象を諸社諸寺にまで拡大した立法と位置づけられ、雜訴の興行こそが公家徳政を具体的に実現する有効な手段であったことを明確に示すものであろう。

このように、鎌倉期の公家政権を特徴づける徳政の興行は、正しく雜訴の興行により支えられるべきものだつたのであり、逆にいえば、公家訴訟制の具体的検討が、公家徳政解明の、いわば一つの「最要」であることも、また、言をまたないものである。

本稿は、以上のような観点から、公家訴訟制の一つである庭中について論じようとするものである。南北朝期に頻々と庭中が開催されていることから見ても、また『勘仲記』に「毎事厳密御沙汰、政道反_ニ淳素_ニ歟、珍重々々」と歓迎され⁽⁸⁾、橋本氏も「文殿庭中の成立は、雜訴沙汰、延いては院評定制の歴史に一つの画期を与えるものであつた」と評価された公家庭中は、中世公家訴訟制の中で、やはり重要な位置をしめるものだつたと考えられる。⁽¹⁰⁾

こうした公家庭中に関しては、既に戦前の研究においてもふれられているが⁽¹¹⁾、それでは、庭中を「通常の訴訟」と位置づけるなど、曖昧な規定しかなされておらず、こうした点をふまえてか、橋本氏も「庭中そのものの本格的な検討」の必要を提言している。それにも拘らず、近年においても、庭中を雜訴沙汰の下級審（記録所における「庭中評定」）とした⁽¹²⁾、また文殿等での訴論人の対決を以て庭中とするなど、橋本氏の提言が十分に生かされてきたとはいがたい。こうした見解について、さしあたり反証を示しておくなれば、例えば『匡遠記』に「依_ニ庭中_一參_ニ着文殿、（中略）庭中十余ヶ条

公家庭中の成立と奉行（藤原）

四(1704)

有沙汰⁽¹⁴⁾、其外有評定事⁽¹⁵⁾」という記載があり、また『師守記』に「今日依庭中一家君令參文殿給、庭中一ヶ条許云々、対決無⁽¹⁵⁾之」とあるのがあげられよう。前者についていうならば、文殿評定が庭中の「外」のものであることが明記されているし、後者についていえば、庭中が一ヶ条沙汰されていても拘らず、対決は行われていないのであって、庭中が文殿等における評定のような訴訟審理や対決と同一のものでなかつたことは、これを以て明らかであろう。

ところで、以前私は、鎌倉幕府の庭中について、それがへ奉行をこえた直訴⁽¹⁶⁾という本質をもつていたと考えた。そして、公家において「新しく設定されていく個々の手続法における幕府法の色濃い影響は否定すべくもない」⁽¹⁷⁾とすれば、庭中についても同様に、武家の庭中が公家庭中の模範になつたものと考えられるのである。

こうしたことから、本稿では、公家の庭中もやはりへ奉行をこえた直訴⁽¹⁸⁾であったこと、また正応六年⁽¹²⁹³⁾に初めて公家庭中が成立したことの中世公家訴訟制における意義について私見を述べていきたい。そのために、まずは、公家訴訟制において、奉行がいつたいどのように活動していたのか、換言すれば、訴訟実務がいかに運営・処理されていたのか、という点についての検討から始めていきたい。

一、公家訴訟制における奉行

(一) 御教書の奉者

はじめに、公家政治文書としての院宣・綸旨などの御教書の奉者について見ておきたい。

富田正弘氏は、御教書発給事務の担当者が奉行であり、伝奏の下で奏事をを行い、仰せに従つて文書を発給し、奉行には伝奏・藏人・弁官などがあたり、親政期には藏人頭が伝奏の役割を果したとされ、院宣の奉者について、弁官の奉ずる院宣は、段錢などの国家的租税の賦課・免除等に関するものが多く、伝奏の奉ずる院宣は、訴訟の問状・裁許・所領安堵・返付・寄付に関するものが多い、というように、奉者の地位によつて院宣の内容を分類されている。また、後醍醐前期親

政について検討された森茂曉氏は、これをうけて、後醍醐親政期には、所務相論裁許・所領安堵・訴訟進行手続の綸旨を弁官が奉ずる例が多いことから、「訴訟機構の中権的位置に、院政では評定衆クラスの公卿が、又親政では弁官が配置される点に、親政・院政の構造的相違の一つがある」とされた。⁽¹⁹⁾

ここで検討したいことは、まず第一に御教書の奉者の地位（例えば弁官か伝奏かのよう）の違いが、果してその内容の異同（免除か、訴訟手続・裁許かのよう）に対応しているかどうかである。例えば、次のような龜山上皇院宣案がある。

東大寺領伊賀国黒田新庄^{〔内〕}三谷龍口事、別相伝之由、信玄雖^レ申之、為^ニ寺^{〔領〕}内、濟^ニ学生供米於本寺^ニ之条、不可^レ背^ニ理致^レ、於^ニ知行^ニ者、為^ニ俊方余流^ニ、信玄可^レ領^{〔知〕}、寄^ニ附東金堂^ニ事、嚴制之上、可^レ被^ニ停止^レ之由、御氣色所^ニ候也、
仍執達如^レ件、

弘安九
後十二月廿一日

左大弁雅憲

謹上 尊勝院法印御房⁽²⁰⁾

一見して分るとおり、この院宣は裁許を伝えるものであるが、奉者は弁官であり伝奏ではない。ところが、この前日付で、末尾の文言が「嚴制之上、可^レ被^ニ停止^レ之由、可^レ令^ニ下知^ニ給^上者、依^ニ御氣色^ニ執達如^レ件」と若干異なるだけで、他は全く同文の院宣案が伝来しており、それは伝奏である權中納言吉田經長が「左大弁三位」即ち雅憲にあてたものである。つまり、經長奉院宣は、末尾の「可令下知給」という文言に明らかに如く、雅憲に対して裁許を当事者に「下知」するよう命じたものだったのである。即ち同一の案件について、まずは伝奏から弁官に、政権内部で院宣が発給され、ついで当事者に対する「下知」の院宣が弁官によって発給されているのであって、こうした伝達ルートを考えずに院宣の奉者の地位によつてその内容に差異があるとするのは、そうした傾向があるかもしれないとしても正確さを欠くことは否めない。

また、親政期について一言しておくならば、藏人頭が伝奏の役割を果していったというのは鎌倉期において一般的ではなく、例えば、龜山親政期でも、職事等が帥中納言^(中御門經任)・内大臣^(花山院師継)・前右大臣^(西園寺公基)等を伝奏として奏事を行つており、また伏見親政下

公家庭中の成立と奉行（藤原）

六(170)

においても、他ならぬ蔵人頭勘解由小路兼仲が権中納言中御門為方を「為_ニ伝奏」奏していることが確認され⁽²²⁾、親政期も院政期と大差なかつたのである。もし両者ちがいをあげるとすれば、それは蔵人頭が伝奏の役割を果して⁽²³⁾いたことではなく、議定において、蔵人頭が議定全体の奉行となり、「議定之詞」を執筆したことであろう。

このように、同一の案件について、弁と伝奏が院宣の奉者となつてゐることなどから見ても、御教書の奉者の地位（伝奏か、弁官か、蔵人頭かのよう）を検討しても、そこから訴訟制の知見を直接得ることはできない。つまり、御教書の奉者の地位から、その伝達される内容を分類することは、富田氏のように、御教書 자체を検討する場合はともかく、そこから直ちに訴訟制度そのものについて結論づけることは、方法的に決して有効なものではないのである。たしかに、後醍醐親政下において訴訟に関する綸旨を弁官が奉ずる例が多いという傾向は事実としてあるだろうし、そうした傾向（弁官のみならず蔵人も含め）は既に伏見親政期にも見られることであるが、そのことから、院政と親政の訴訟制における構造的相違を導き出すことには疑問が残る。

では、御教書は、誰がどのような立場で奉じたのであろうか。ここで注目したいのは、一通の弁官奉龜山天皇綸旨⁽²⁴⁾である。これは、東大寺大仏殿常燈油料を弁済すべき旨を伝達したもので、「参議資宣」が奉じ、東大寺別当に宛てたものである。日野資宣は当時参議左大弁であるが、ここで想起されるのは、前掲の東大寺宛雅憲奉院宣である。雅憲も院宣発給時には左大弁であり、この他の東大寺関係の御教書のうち、伝奏奉以外のほとんどのものが左大弁、例外的に右大弁等が奉ずるという一貫性が見られ、それは、親政・院政の別を問わない。そして『弁官補任』によれば、彼等は原則として造東大寺長官を兼帶しており、また、『職原抄』に、造東大寺長官について「東大寺者大弁必兼_レ之」とあること、『師守記』に造東大寺長官を左大弁以外の弁官が兼帶した例についてわざわざ勘申されている例があることなどから見て、当時、左大弁が造東大寺長官を兼帶する慣例があつたことは明らかである。即ち、彼等が東大寺宛の御教書を奉じたのは造東大寺長官という立場からであり、例外的に長官以外が奉じた御教書には、「長官未_レ補間被_ニ申沙汰_レ歟」と追記されているので

ある。⁽²⁷⁾ こうした東大寺の他、興福寺宛の御教書も原則として造興福寺長官（南曹弁兼帶）が奉じていていることを見られるとおり、これらの長官が、それぞれに対する公家の窓口となっていたのである。つまり、御教書はその内容によつて奉者の別があるというよりは、むしろ、それが発給される対象によって奉者の別ができるというべきであろう。

この二例は造寺使といやや特殊なものであるが、後嵯峨院政以降、このように訴訟対象（訴訟以外のことについても）毎に、蔵人や弁官が担当者として定められ、その担当奉行が訴訟実務等を担うような仕組が整備されるのである。そのことを、徳政の最要の一つ、神宮奉行について見ていきたい。

(一) 神宮奉行

神宮興行が初めて成文化されるのが弘長三年のことであり、それを支えたのが神宮訴訟の興行であつたことは既に見たとおりであるが、同法には、また、神宮上卿・神宮奉行弁・神宮職事を定め置くよう規定されていた。即ち、神宮訴訟興行のために、神宮担当の上卿・弁・蔵人を定めたのであって、同法はその目的を、神宮が「依ニ崇重異ニ他、為ニ早速裁断ニ也」としている。

さて、こうした神宮担当奉行の活動について、最もよくそれを跡づけることができる勘解由小路兼仲の例から見ていきたい。

^{(二) 兼仲} 弘安七年⁽²⁸⁾、時に兼仲は五位蔵人であったが、同年三月には神宮奉行としての活動が見られるようになる。即ち、「神宮已下雜訴事」について奏聞し、また閔白兼平に内覽したりしており、神宮雜訴の実務を兼仲が担当していたことが確認される。具体例を若干示したい。

同年十月十二日、兼仲は、大宮司長藤の神宮修造怠慢を訴えに来た前大宮司公行を中門に召して直に問答した。翌日、伝奏吉田經長を通して奏事を行い、その翌日には「長藤勤否分并公行注進次第、下ニ祭主尋究可申由」勅言をうけ、こ

公家庭中の成立と奉行（藤原）

八(一四〇)

れにつき閑白に内覽してその同意をえた。⁽³⁰⁾ また同九年四月四日には、参院し、神宮条々事を直奏した。その結果「早尋究可^レ申之由、可^レ仰^ニ定世朝臣^ニ之旨」返答をうけ、早速院宣を書き、神祇官、即ち祭主大中臣定世に「下知」したという具合である。⁽³¹⁾ また、『兼仲卿記』紙背文書には、この頃のものと推定される兼仲宛祭主挙状が散見されるのであって、神宮奉行である兼仲は、神宮訴訟に関する実務を担当し、必要に応じて問状等の訴訟指揮のための院宣を発給したり、逆に、祭主からの神宮訴訟の挙達が兼仲に直接宛てられるなど、正に神宮に対する公家政権の窓口となっていたのである。

また、神宮奉行を命じられたことについて、「藏人方謂^ニ執權^ニ称^ニ神宮奉行云々、可^レ謂^ニ面目^ニ」とあることから見て、神宮奉行の地位が高く、神宮訴訟がそれだけ重視されていたことが分る。むろんそれだけ大変な職務でもあつたわけで、兼仲もこれに続けて「但勢州訴人競起、短慮愚昧者難^レ堪歟」⁽³²⁾ としている。

以上、神宮奉行の活動を簡単に見てきたが、もう一つ注目したいのは、兼仲在任中、即ち弘安徳政のさなか、神宮訴訟についてできるだけ正確な裁許を下そうとする公家政権の努力が、はつきりと見られることである。

弘安七年閏四月十九日、兼仲は伝奏を通して神宮条々事を奏した。そして、その返答として「神宮雜訴奉行得替」の時、訴人が必ずといっていいほど前々の沙汰をむし返そうとする。これでは聖断に誤りが生じないとも限らない。神宮訴訟については「悉尋^ニ究先々奉行人^ニ可^レ申沙汰^ニ之由」勅言をうけた。つまり、神宮奉行の交替を好機として訴人が「濫訴」をおこすことが問題となつたため、以前の奉行に事案を尋ねることによつて、奉行得替という公家方の「不連續面」を正そうとしたのであり、兼仲自身、これについて「尤可^レ然之勅言也」と評価している。⁽³³⁾ そしてこの後、六月廿九日に兼仲にかわつて頭大蔵卿坊門忠世が神宮奉行を担当することになると、兼仲は、神宮関係の文書や「日來沙汰事等」を「委細注^ニ付目六」⁽³⁴⁾ し、翌日その「神宮文書」を忠世に渡しており、これが前の勅言をうけての行為だつたことはまちがいあるまい。しかし、この程度の対応では、奉行得替による「濫訴」は回避されなかつたようで、この後再び神宮奉行となつていた兼仲に対し、弘安九年閏十二月四日には、全く同様の理由から、これ以後は「於^ニ記録所^ニ委有^ニ沙汰、非據之方文書

被^レ加^ニ裏書⁽³⁵⁾、可^レ被^レ下⁽³⁶⁾」との命が下されている。これ以前にも、神宮訴訟に関する対決が記録所で行われ、また記録所評定で衆議されている例もあるが⁽³⁷⁾、この後には、それだけではなく、「神宮雜訴文書四五ヶ条」を記録所上卿に宣下した例が見られるようになっており⁽³⁸⁾、先の龜山院の意向が実現されたと考えられるのである。こうした方法、即ち、膨大な文書・記録管理能力を有する記録所に、訴えられた事案について「前々沙汰」を調査させ、仮にそれが「濫訴」とされた場合、その訴訟文書にその旨の裏書を加えることは、同一の訴が再び提起されることを防止する、かなり有効な方法であったと考えられる。⁽³⁹⁾そもそもこうした改革を必要とした要因が、神宮担当奉行の改替にあつたことも考え合せるならば、勅裁に至る前に、記録所という一定機関が恒常的に予審機関として機能することの意味は重大なものであり、その改革は神宮訴訟制における大きな前進として位置づけられる。

こうした、神宮訴訟興行のために、神宮訴訟をなるべく同一の担当奉行、あるいは記録所のような一定機関に受けもたせようとする指向は、これ以前にも別の形で進められていた。それが神宮伝奏の存在である。

^(二七九) 弘安二年頃、神宮奉行を担当していたのは、他ならぬ兼仲の兄、早世した兼頼だつたと考えられ、『兼仲卿記』紙背文書にも、数通の頭右大弁兼頼宛の祭主挙状や、この頃の神宮関係の訴状が見られる。⁽³⁹⁾ そして、例えば同年四月十三日に、伝奏である参議左大弁吉田経長を通して神宮訴訟の奏事を行つてゐるが⁽⁴⁰⁾、その吉田経長こそが神宮伝奏であつた。その職務は、神宮奉行兼頼の奏事を伝奏することが最も重要なことであつたと思われるが、また、祭主と中門廊で対面し、その申請を奏聞している例も見られる。⁽⁴¹⁾

この時期の伝奏が六人で、後嵯峨院政期の二人よりよほど多く、また伝奏が三番に結番され⁽⁴²⁾、原則として毎日「午刻」に奏事が行われるべきこと、その間は「不可^レ有^ニ他事⁽⁴³⁾」と定められていたことからも、この時期における伝奏の重要性を見ることができる⁽⁴⁴⁾。その伝奏も、なるべく同一の訴訟対象に関する奏事を担当させようとする指向があつたことは、この経長の神宮伝奏としての活動の中に見ることができると考えられる。

公家庭中の成立と奉行（藤原）

101(1)

この頃の神宮伝奏については、残念ながらこれ以上明らかではないが、伝奏に関するそうした指向を傍証できる神宮以外の例を一つ示して、論旨を補強しておきたい。そしてそれは、龜山親政期に既に見られるのである。

(二二七) 文永九年頃、時に権右中弁だった吉田経長は、「御寺々領訴訟事」を担当する奉行であった。例えば翌年四月廿五日に⁽⁴⁵⁾は参内して「付_二帥中納言_一（中略）法華山寺内一音院坂下地間事等奏聞」しているが、この両者の関係を示しているのが次の記事である。

參_二内、奉行御寺々領訴訟事、付_二帥中納言_一直衣、奏聞之、可_二傳奏_一之由未_レ被_二仰下_一、以_二都督黃門_一可_レ申之由依_レ有_レ仰也、₄₆

つまり、当時経長は「伝奏」する許可を得ておらず、彼が担当する御寺々領訴訟については、経任を伝奏として奏聞するよう、かねてから指定されていたのである。これが神宮伝奏の存在と同様に、弁・蔵人のみならず、伝奏の段階においても、訴訟対象毎に伝奏事務を分担させようとするものであつたことは疑いなく、伝奏や弁・蔵人がセットとなって自分の担当する訴訟対象に関する実務を取り扱っていたことを示しているのである。

こうした、いわば「担当奉行制」とでも言うべきシステムの完成形態は、降つて延慶⁽⁴⁷⁾二年三月八日の評定で成立した「条々」の中に成文化されている。

- (1) 神宮伝 奏可_レ被_レ定_二置其仁_一事、
 - (2) 一 祭主已下祠官等訴訟、閣_二奉行職事_一直付_二伝 奏_二条、一切可_二停止_一事、
 - (3) 一 諸社諸寺伝 奏可_レ被_レ定_二置其仁_一事、
- さらに、文保元年の「政道条々⁽⁴⁸⁾」には、以上の三ヶ条の他、第四条として、
- 一 神宮以下諸社諸寺雜訴日來他人奉行事、可_レ渡_二其寺社伝奏_一事、弁官・職事奏事時、急時之外、面々可_レ付_二其寺社伝奏_一事、

という一条が追加されており、これまで見てきたような、伝奏をも含みこんだ、いわば「担当奉行制」を明確に規定しているのである。

(三) その他の担当奉行

以上、神宮訴訟について奉行のあり方を見てきたが、ついで、神宮以外の諸社寺の奉行についても見ていきたい。ここでは、後嵯峨院政以降、庭中が開設される伏見親政頃までに確認される主なものを扱う。

〔石清水八幡宮〕石清水八幡宮担当奉行の一人としてあげられるのが、やはり勘解由小路兼仲である。例えば、弘安七年八月十二日のこと、八幡と賀茂社との間で争われていた相論のことから、双方の神人が喧嘩に及び、それぞれが前後して「刃傷人」を連れ、兼仲のもとへ「群来」するという事件がおこった。何故両者とも兼仲に参訴したのかといえば、それは兼仲が「奉行両方」していたためである。そこで兼仲は、既に「深更」だったこともあり、翌日院に奏聞することを約してまずはひきとらせた。翌日、ちょうど十五日に予定されていた八幡放生会の奉行頭中将公敦と相談の上、この一件を奏聞したのである。⁽⁴⁹⁾

ところで、八幡担当奉行について注目したいのは、奉行職事の他に、奉行上卿が置かれていたことである。弘安二年のものと推定される法印尚清の訴状⁽⁵⁰⁾によると、とある八幡訴訟が、建治二年頃、蔵人右衛門佐坊城俊定^(吉田)を奉行として沙汰がなされ、「為^(定実)上卿土御門大納言御奉行」院宣が下されている。俊定は、建治四年にも八幡別当宛の院宣を奉じて⁽⁵¹⁾いることからも、当時八幡奉行だったと考えられるが、同時に、八幡訴訟については、奉行職事と共に八幡上卿も事務にあたっていたのである。また、同訴状によれば、この訴訟は、その後左大弁宰相吉田経長を奉行とし「上卿堀河大納言家」即ち堀河基実を上卿として沙汰されていたことが分る。

そこで、八幡上卿の役割について見てみると、弘安二年五月四日のこと、八幡神輿が入洛し、五条東洞院に「振葉」で

られ、神人達が逐電するという「恐而有余」の、前例のない事件がもちあがつた。ここで登場するのが前出の「八幡奉行上卿」土御門定実である。定実は、まず八幡検校以下の祠官と問答し、神輿をさしあたつて東寺に安置することにした。翌日には、この一件について緊急の評定が開かれ、そこで定実は、この事件の原因となつた蓮法々師を六波羅探題に追捕させるよう「可_ニ定申_ニ之由、被_レ命_ニ」れた。そして九日には漸く神輿が帰座することになるが、定実は前以てその供奉人を催促し、当日は自ら東寺に赴いて神輿に供奉した。この後、十日には、このような大事件を防止できなかつた責任をとつて、検校行清が寺務を辞退することになるが、その辞状も「付_ニ土御門大納言_ニ進入_ニ」れたのであつた。⁽⁵²⁾

この一件に見られるとおり、八幡上卿は、八幡に関する最高の責任を負つており、この他にも上卿定実が「八幡東宝塔院供人」について申沙汰するよう奉行職事兼仲に命じた例⁽⁵³⁾や、弘安礼節についての八幡訴訟に対する院宣に「上卿土御門殿⁽⁵⁴⁾」が八幡検校宛に添状を発給した例⁽⁵⁵⁾があるなど、上卿は幅広い職権と職責を負つていたと考えられる。

〔賀茂社〕兼仲が賀茂奉行を兼帶していたことは既に述べたとおりである。また、兼仲は弘安七年九日五日、頭大蔵卿坊門忠世にかわつて再び神宮奉行となるが、そのかわり、忠世が賀茂社奉行を「請取」こととなつた。そこで兼仲は、七日、「賀茂社文書今日令_ニ取整_ニ」め、また「目六」をとつており、後任者に關係文書や目録を引きつぐことは、神宮に限るものではなかつたのである。

また、賀茂社にも上卿が置かれていた。弘安七年二月三日、賀茂社氏人が参訴しに來た。そこで兼仲は「此趣相_ニ触上卿_ニ」れたところ、忿ぎ奏聞せよとのことだつたが、まずは関白兼平に内覽してやはり奏聞せよとの指示をうけた。そこで仙洞に行つたところ、あいにく伝奏がおらず、仕方なく右大弁經顕を以て奏聞した。その勅答としては「^{(中御門經任)當社申入}之間、重々被_ニ仰下_ニ了、早可_ニ問答_ニ之由被_ニ仰下_ニ」れたのである。⁽⁵⁶⁾また、同年六月十三日、賀茂社の「社司氏人等捧_ニ申状_ニ列參_ニ」すると、兼仲は翌朝、この件について上卿經任に連絡をとり、「可_ニ參会_ニ之由返答_ニ」をうけると、「鴨社々司所⁽⁵⁷⁾量申状取_ニ目六_ニ隨身_ニ」して参院し、經任の意向を伺つてゐる。このように、担当奉行と上卿は密に連絡をとり、事ある

「」とに「問答」し、上卿の指示に従つて奉行が実務にあたつていたことが窺われる。

〔住吉社・坐摩社・祇園社〕兼仲が社家奉行として兼帶していたものとして、上述の他にこの三社がある。⁽⁵⁸⁾ ここでは、そのうち住吉社と坐摩社との一相論から、文殿における訴論人の対決と担当奉行について見ておきたい。

『実躬卿記』⁽⁵⁹⁾ 嘉元四年雜記紙背文書の一通に、坐摩社々務をめぐる、住吉社と坐摩社の相論に関する訴状がある。それによれば、弘安七年頃、この相論を担当していた「奉行職事」こそ「勘解由小路前中納言家^{干時治}_{部少輔}」兼仲に他ならない。

同年六月廿八日、文殿において対決が行われた。この対決を奉行したのは、文殿開闔大外記中原師顕である。そして一決を遂げると訴論人が起座し、文殿衆が是非を勘決した後、問注記及び勘決状が開闔師顕から奉行兼仲に手渡された。そこで兼仲はこの結果を奏聞し、文殿衆師宗一人が反対意見を述べているが、その他は「一同」であるから、神事については住吉方に施行させよとの勅答をうけ、更に閑白兼平に内覽し、「於御前讀申問注記勘決等」し、是非を伺つた。そして、やはり同様の返答をうけると、社家にその旨「下知」したのである。以上を沙汰した兼仲は、「終日奔走、窮屈無^レ他者也」と書き残しているが、これこそ当時の文殿対決の実例としてあげることができよう。ただこの一件についてはこれで落着するわけではなく、この後八月十六日には、再度文殿において対決が行われており、この例から、前日に兼仲が奉行として訴陳状等を開闔師顕に下付していることが確認される。⁽⁶¹⁾

〔六勝寺〕法勝寺奉行の存在は、『経俊卿記』に「寺家事右少弁雅言奉行之」とあることから確認され、同記には、雅言が経俊を通じて「法勝寺条々事」を奏聞していることが散見される。この後正応元年四月十九日には、兼仲が「法勝寺円勝寺事可^ニ奉行^ニ之由被^ニ仰下^ニ」れたのであるが、同日条によれば、「代々院中被^ニ召仕^ニ之弁」が法勝寺奉行となることが「先例」となつていたことが分る。⁽⁶²⁾ また兼仲はこれについて「予雖^ニ為^ニ不肖^ニ已奉^ニ行此事^ニ、自愛不^レ少者也」と記しており、これが名譽ある職務であったことを示している。そして、この法勝寺奉行については、それが宣旨によつて補任されていたことが確認できる。

公家庭中の成立と奉行（藤原）

一四(セ四)

修理右京城使左中弁藤原朝臣兼仲

左少弁藤原朝臣頼藤伝宣、権大納言藤原朝臣公衡宣、奉勅、件人宣令行法勝・尊勝・円勝寺等事者

正応二年十月卅日

修理東大寺大仏長官左大史兼隱岐守小槻宿禰「秀氏」⁽⁶⁵⁾奉

後述する役夫工上卿の補任が、やはり宣旨によつていることを考え合せると、こうした担当奉行は宣旨によつて補任されるものだつたのかもしれない。

また、六勝寺にも上卿が置かれていた。例えば『公衡公記』に、法勝寺について「本寺上卿大炊御門大納言参会、弁冬季朝臣又候之」⁽⁶⁶⁾とあり、降つて元応二年正月九日の評定で、六勝寺以下造営について「各奉行上卿・弁等致嚴密沙汰、毎年可_レ注_ヨ進修造之勤否」⁽⁶⁷⁾と定められており、こうした上卿と奉行弁との関係を物語る次のような事例が存在する。

文永八年九月、最勝寺奉行弁は左少弁吉田経長であつたが、彼は最勝寺三綱転任について院に奏聞し、「可_ニ下知_一之由」命ぜられると、この件についての院宣を、まずは最勝寺上卿権大納言花山院長雅にあて奉じた。

(前略)

右件等僧、官牒未_レ到之間、且可_レ從_ニ寺役_一之由、可_下令_ニ下知_一給_上者院宣如_レ此、仍言上如_レ件、文永八年九月十二日
左少弁経長進上
花山院大納言殿

そして、注記によれば、まず弁が上卿に院宣の内容をこのように前もつて通知し、それに対し、その院宣を「上卿被_レ返_ニ下弁_ニ之時、下_ニ知_レ執行_一」するという手続になつていたことが分る。事実、十四日には、ほぼ同文の院宣が最勝寺執行宛に奉じられている。

(前略)

右件等僧、官牒未_レ到之間、且可_レ從_二寺役_一之由、可_下^{〔令カ〕}被_三下知_一給_上者、院宣如_レ此、悉_レ之、以状、

文永八年九月十四日

左少弁判

執行法印御房⁽⁶⁸⁾

この例から、院への奏聞や院宣の発給などの実務を奉行弁が担当し、寺家に下知する前に、その事案についてまずは上卿の承諾を得るため、上卿宛の院宣を作成し、その許諾を得た後、当事者宛に院宣が発給される、という手続の存在が確認される。⁽⁶⁹⁾

〔東寺〕東寺（高野山等々も含む）担当者としては、弘安五年から八年頃まで、權中納言久我具房を比定できる。といふのも、この間発給された現存する東寺関係の院宣五通のうち、四通までを具房が奉じ、残る一通についても具房が添状を出しているからである。⁽⁷⁰⁾

また、降つて伏見親政下の永仁元年⁽⁷¹⁾から四年四月頃までの東寺奉行として、藤原光泰をあげることができる（この間光泰は、右中弁から左中弁・右大弁を経て、永仁三年六月廿三日には藏人頭となり、弁官を去っている）。この間に発給された現存する東寺関係の綸旨七通は、例外なく光泰が奉じており、この他五通の光泰宛東寺長者拏状、一通の光泰請文が伝来している。⁽⁷²⁾その拏状の一通には「奉行弁へ進状案」と加筆されており、光泰の東寺奉行弁としての立場を示している。そしてその内容はほとんどが平野殿庄や高殿庄等の相論に関するものであり、これから見て、光泰が東寺奉行として、東寺関係の訴訟事務を担当していたことはまちがいあるまい。

〔山門〕やや降つた時期の例であるが、『公衡公記』正和四年四月廿五日条に、藏人兵部大輔光継について「就_二山門奉行職事_一申沙汰」と注しており、山門奉行職事の存在が確認される。⁽⁷⁴⁾また、同年六月廿三日条では、權大納言花山院師継を「山門奉行」としているが、これは山門奉行上卿のことであろうか。⁽⁷⁵⁾

〔造宮所〕造宮所の重要な職務は役夫工米の徵収であり、その「役夫工上卿」の補任は、宣旨によるものである（既述）。

公家庭中の成立と奉行（藤原）

一六〇(セイロ)

弘安十年七月廿九日 宣旨

左衛門督藤原朝臣
(西園寺公衡)

宜レ令レ行ニ造豊受太神宮事ニ者

藏人治部少輔藤原兼仲奉(76)

そして、上卿の下で実務に当ったのが奉行弁である。例えば、(二二八六)弘安九年二月、造宮使宛に、外宮役夫工米未納の所々においては、「早可レ被レ群ニ責雜掌」(77)き旨を命ずる院宣が発せられた。この院宣の奉者は右少弁仲兼であり、仲兼は同年六月に、高野山領備後国大田庄役免除の院宣を造宮使宛に奉じ(78)、また東寺長者にもその旨を伝えている（それ以前に、高野山と造宮所は仲兼を「奉行」として訴陳に及んでいる）。そして、この後八月には、東大寺領の役夫工米についても仲兼が沙汰しており(79)、こうしたことから、この場合の「奉行弁」が、役夫工奉行弁であったことは明らかであろう。

四 〈担当奉行制〉

以上、訴訟実務担当者たる弁・藏人が、上卿や伝奏と共に一定の対象を取り扱う「担当奉行制」とでもいうべきものについて見てきた。ここでは、中世公家政権における雑訴の興行の中で、「担当奉行制」がどのように位置づけられるのかについて検討していきたい。

(二二三四) 寛元四年に成立した後嵯峨院政は、成立当初から「可レ被レ行ニ徳政」との要請を幕府からうけており、徳政の興行、その最重要としての雑訴の興行は、同院政に課せられた宿命とでもいべきものであった。こうした大きな課題に対する具体的な対応の一つが、院評定制の成立と奏事の制度的整備、即ち院政における政務処理の二大ルートの確立であったことは、既に橋本氏が指摘されている。そして、後嵯峨院政のもう一つの対応として評価したいのが、前にもふれた弘長三年法である。これは、過差停止の条項の他、既住の新制の規定の繰り返しが多く見られることなどから、さしたる評価は受けな

かつたようである。しかしながら、同法には「可_レ停_ヨ止上下諸人賄賂_一事」・「可_レ有_ニ任_レ理成敗_ニ本家領家不和庄園事」・「可_レ停_ヨ止甲乙縉素寄沙汰・点定物_ニ事」と、三ヶ条にわたる訴訟関係の規定があることは注目すべきであろう。例えば、これに先行する寛喜三年の新制は、公家新制中最も条数の多いものであるが、訴訟関係の条文は一ヶ条だけで、それも「可_レ停_ヨ止上下諸人致_ニ非理訴訟_ニ事」という極めて消極的な規定でしかなかったことから見ても、弘長法が、雑訴の興行という当面の課題に答えるという意味を含むものであつたことはまちがいあるまい。既述のとおり、神宮訴訟の興行、及びそのために神宮担当奉行を設定することを初めて成文化したのが、他ならぬ弘長法であつたことも、同法のそうした性格を語るものであろう。

ところで、この法に、神宮訴訟の興行のため、神宮を担当する上卿・弁・藏人の設置が規定されたことは、とりもなおさず、評定・奏事等の二大ルートの整備の他に、訴訟実務担当者の整備が、雑訴の興行にとって不可欠であつたことも示している。建長八年、^(一三五九)とある神宮訴訟について「知_ニ子細_ニ之故」「可_レ付_ニ姉小路中納言_ニ」との勅定があつたこと、また、⁽⁸⁴⁾正元元年、僧事について「先度按察奉行也、相_ニ替奉行_ニ之条可_レ有_ニ後日之訴訟_ニ按察可_ニ奉行_ニ歟之由有_レ仰_ニ」⁽⁸⁵⁾という事例にも見られるとおり、弘長法立法以前、既に一定の対象となるべく同一人物に担当させようとする指向・方針が存在しており、それを成文化したものが弘長法だつたと考えられるのである。

ここで、神宮上卿について一言しておきたい。弘長法成立後の文永五年六月、後嵯峨院の御前で、十二ヶ条の「意見」についての評定が行われた。そのうちの一ヶ条は「神事々」、即ち、神事の興行についての意見であり、評議の結果「被_ニ置_ニ神宮上卿_ニ可_レ為_ニ内大臣_ニ之由_ニ揆_ニ」⁽⁷⁴⁾したのである。このように後嵯峨院政期には、再三神宮上卿の設置が議されており、また、大臣クラスの公卿がこれに選任されていることから見て、この時期、神宮興行が重大な政策課題だつたことが分る。無論、これ以前に神宮上卿が存在しなかつたわけではなく、『吉口伝』によれば、以前の例として「永久建久被_ニ定_ニ上卿_ニ」⁽⁸⁶⁾れたといふ。しかし、同じく『吉口伝』には、「彼時代更無_ニ雜訴_ニ當時雜訴繁多之折節_ニ」とあり、「彼時代」

公家庭中の成立と奉行（藤原）

一八(二七)

と「当時」とは、同じ上卿でも雑訴の有無という決定的な相違があるとしていることは、注目に値する。そして、後嵯峨院政下における神宮上卿も、それが神宮訴訟興行のために成文法に規定されたものであったことを見るならば、永久・建久など「彼時代」の上卿とは、その意義は本質的に異なるものであった。

ついで、弁・藏人級の奉行についても見ておくと、この時期には、雑訴以下の事について、「強縁吹挙」を禁じ、「自解」を以て訴訟を受理すべきことが「面々被^レ仰^ニ職事」⁽⁸⁷⁾れているなど、藏人級の訴訟実務担当者に関する規定も見られるようになり、弁・藏人までも含みこんだ形での訴訟処理能力の拡大がはかられていたことが確認されるのである。

後嵯峨院政をうけて成立した龜山親・院政期においても、例えば親政期の文永十年四月、「去弘長三年制符条^ニ事、有^ニ違犯^ニ之間、一^ニ宜可^レ守^ニ嚴禁^ニ」⁽⁸⁸⁾き旨の宣旨が発せられており、前代の方針はそのまま引きつがれている。既述のとおり、龜山親・院政期、特に弘安頃には多くの諸社寺担当の上卿や伝奏、その下で実務に当る弁・藏人等の奉行が確認されるようになっており、この時期における「担当奉行制」の整備・拡大の進展を見ることができる。とするならば、その中でも、訴訟の実務を担当し、直接訴論人に対して訴訟指揮をとる立場にいた弁・藏人が、奉行としての重要性をましてくることはいうまでもない。

そのことは、訴訟の最終的討議・裁決の場である評定の運営面にも現れてくる。例えば、後嵯峨院政下の文永四年の評定では、十三ヶ条にわたる評議が行われたが、その手順は、一ヶ条毎に源宰相や二条前大納言等々の評定衆が個々の条目の「奉行」として「申出」し、それに基づいて一人一人が定め申していく、というものであった。これに対して、龜山親政下の文永九年の議定では、七人の議定衆が列席する中で、事案について「両方訴陳之趣」を報告したのは、簞子に候ずる「職事等」であり、議定衆はそれに基づいて衆議を行っているのである。⁽⁹⁰⁾つまり、以前の運営方法と大きく異なるのは、議定衆以外の実務担当の奉行が議定の場に参仕し、事案を直接報告するようになったことであり、こうした改革の意義は高く評価されるであろう。そして、このような方式は決して親政期の特例ではなく、院政期の評定にも一般的に見られる

ようになるのである。ここではその一例として、弘安九年^(二八六)の雜訴沙汰について簡単にふれておきたい。雜訴沙汰には中納言以下の公卿が参仕することになつてゐたが、時に五位蔵人で神宮奉行であつた勘解由小路兼仲は、「文書」を隨身して簾子に候じ、とある神宮訴訟について「演説両方子細」し、それについて「人々議奏」したのである⁽⁹¹⁾。

このように、担当の弁・蔵人をも評定に参加させるというシステムは、評定の決断を正確にするためであつたことはもちろんとして、もう一つには、訴訟処理能力を拡大させるため、訴訟実務に当る弁・蔵人等の奉行に、より多くの職責を分担させようとした結果でもあつたろう。そして、こうした方針は、正応六年^(二九三)、あたかも公家庭中の成立にあわせて三番に結番された雜訴沙汰寄人の中に、參議を兼帶する一名を除く六名の弁官が組み込まれていることにも見ることができるのである。

前に私は、後醍醐親政期には、弁官が訴訟に関する綸旨を奉ずる例が多い、とされた森氏の指摘について、そうした傾向（弁官のみならず蔵人も含め）は、既に伏見親政下にも見られる⁽⁹²⁾ことであるとした。そして、以上のように、後嵯峨院政期に始まり、龜山親・院政期を通して加速度的に実務担当奉行の整備がなされたことを見るならば、そうした傾向の存在は、〈担当奉行制〉が整備・拡大される中で、訴訟実務を担当する弁・蔵人の重要性が増大していくことを示す以外の何者でもないのである。

そして、永仁三年^(二九五)、時に神宮奉行であつた蔵人頭三条実躬がその日記に「朝間例、訴人済々如雲霞、門前成レ市、毎朝之儀如レ此」と書き残したこと、また、延慶二年^(二九六)の「条々」に、こうした〈担当奉行制〉が完成した姿で立法されていることも見るならば、〈担当奉行制〉の整備・拡大は、中世公家政権における雜訴の興行を支えた、一つの大きな柱としての意義を有していたと考えられるのである。

二、公家庭中の成立と奉行

(+) 「奉行緩急」

『兼仲卿記』紙背文書の一通に、正応五年十月⁽¹²⁹³⁾日の日付をもつ佐伯俊宗重訴状がある。それによれば、俊宗は、自分に對して衾宣旨が発せられたことにつき、「俊宗無_レ殺害之重科」く、勅免に預かるべきことを「奉行職事」に訴えたが、奉行は「既_レ宣旨上者、不_レ及_ニ奏聞」として、この訴を受けつけなかつたことが分る。そして、それをうけて提出されたのが本重訴状なのであるが、その中には「且御奉行令_ニ取申_ニ給者、善根之中、莫大之御供徳、不可_レ過_レ之者哉」という文言が書き込まれていた。今、これを読む者にとってはどことなくユーモラスな、しかし、書いた本人にしてみれば、もしかして藁にもすがる想いを込めて書かれたのかもしれないこの文言は、また、当時の訴訟の一つの問題を語つてゐるのである。

というのも、実質的な審理を受けることもなく、訴訟提起の窓口である奉行個人の判断によつて門前払いをくうことがあつたとすれば、裁判の進行において、奉行の個人的な資質・利害が大きなファクターとなり得たことも示しているからである。こうした事例をあげることはさほど困難ではない。例えば、勘解由小路兼仲といえど、これまで見てきたところ、その日記による限り、かなり有能な吏僚であつたようである。しかし、一度裏を返してみると、その日記は、「未_ニ奏聞_ニ候乎、乍_レ調_ニ訴陳_ニ、徒送_ニ數月_ニ候、歎存候、相構_ニ、今日御出仕候者、可_レ被_レ懸_ニ御意⁽⁹⁵⁾」と懇願する書状の紙背にも書きつがれたものでもあつた。更に次のような例もある。とある神宮訴訟が落着して院宣が下された。が、その一件を担当した奉行「頭弁家」が「被_レ辭_ニ神宮奉行_ニ之後」、院宣の「被仰下」という文言を「院宣」という文言に直してやるからその院宣を持参せよ、という「内_ニ書状」を出し、当人が「持_ニ參頭弁家_ニ之處、被_レ取_ニ籠彼_ニ院宣正文_ニ」れたとし

て訴えられた例まで存在する。⁽⁹⁷⁾

こうしたことは、決して中世公家政権にのみ見られるものではないが、しかし、特定の奉行が一定の訴訟対象を管轄するという〈担当奉行制〉がとられていた公家訴訟制においては、そうした制度が整備されればされるほど、そうした弊害も生じやすくなつたであろう。幕府の手続では、奉行人を「孔子」で定めるとしていたことと比較しただけでも、そうした問題がおきやすかつたことだけは確かである。

弘安徳政のさなか、弘安八年には、中世公家政権の裁判規範としての実質を備えた成文法の嚆失として高い評価を受けている宣旨が成立し、翌年十二月には、評定を徳政沙汰と雜訴沙汰に分離するという重大な改革が断行されている。特に後者は、人をして「近日徳政興行無_ニ先規_ニ歟」⁽⁹⁸⁾とまで言わしめたものでもあつた。ところが、それと同時に、十二月頃には、評定衆・伝奏・職事・弁官・文殿衆といった、公家訴訟に関するおよそありとあらゆる人々から、次のような内容をもつ「召_ニ起請_ニ」されていいるのである。それは、「一ニ不_レ論_ニ尊卑_ニ触_レ耳訴訟急速可_ニ奏聞_ニ事、二ニ不_レ依_ニ權勢不肖_ニ不_レ存_ニ偏頗矯餽_ニ可_ニ申_ニ所存_ニ事、三ニ不可_レ耽_ニ獻芹賄賂_ニ事」であり、御成敗式目の「起請」をひきあいに出すまでもなく、これが公家における「理非決断」の表明であつたことは無論のことである。と同時に、裁判規範の立法・評定制の改革・〈担当奉行制〉の整備といつた公家訴訟制の発達の中で、三ヶ条にわたる「理非決断」を神仏に誓わせなければならなかつたことは、そうした制度を担うべき個々の奉行の〈質〉を糺す必要のあつたことも裏書しているのである。例えば、賄賂についていえば、後述する正応五年法では、対決の時、「訴論人酒肴初度如_レ形」⁽⁹⁹⁾き範囲については公認されているのであって、賄賂を全面的に否定した法や起請文と現実とのギャップの存在を知ることができる。また、〈担当奉行制〉の点から見ると、次のような事例がある。正応元年九月四日のこと、参内した兼仲は、再び法勝寺・円勝寺・成勝寺を奉行するよう勅言をうけた。これ以前に神事奉行に転任していた兼仲が、法勝寺以下の奉行に復任したのは、後任の奉行左中弁為俊が「毎事緩怠之間、寺家事諸事無沙汰之由、訴申之故」⁽¹⁰⁰⁾なのであつた。こうしたことから見て、公家訴訟制が、奉行の

公家庭中の成立と奉行（藤原）

一一一(中)

〈質〉というアキレス腱をもつていたことは明らかであり、公家訴訟制において〈担当奉行制〉が整備されればされるほど、そうした奉行の〈質〉という弱点を克服するための何らかの対応を迫られることになるのである。

こうした情況の中で、正應五年七月、伏見親政の下、新たな制符が発せられた。⁽¹⁰¹⁾ この正應法は、弘安法に比して条数こそ少ないものの、古く三浦周行氏が「是等の規定は（中略）殆ど全部記録所の訴訟に関する手続法と看做すべく、従つて従来新制の条文に存せしもの極めて稀なり」と評価されたように、⁽¹⁰²⁾ 公家法制史上、画期的な立法である。そのことは、弘安法立法の趣旨が、裁判規範の確立を第一としており、手続に関する規定がそれに比べて従属性なものであつたこと、これに對して正應法では、様々な全く新しい手續が規定されたこと、などから明らかである。

こうした点をふまえ、同法について当面の関心から注目したいのは、既往の立法とは全く異質というべき、次の二ヶ条である。

一、職事弁官受取訴状有緩急者、訴人付他人可申入子細一事、

一、称有奉行私曲、訴論人鬱申者、被尋究両方可有罪科一事、

まず第一に、職事・弁官等の奉行が訴訟を受理した後も「緩急」し、訴訟審理が一向に進展しないのであれば、訴人が担当奉行以外の人を通してその子細を申し入れることを許し、また、担当奉行に「私曲」があり、公正な指揮を行わない旨、訴論人が訴えた場合には、双方に事實關係を確認した上で、罪科に処すことを規定したものであつた。即ち、奉行「緩急」に對しては、他人に付き訴える道を保障し、一方で、奉行「私曲」の旨の「濫訴」の多發を防止しているのであって、これを、中世公家訴訟制に内在する奉行の〈質〉という弱点を、制度的に克服しようとした初めての試みであつたといふことができるるのである。

しかしながら、そうした立法措置だけで事態は一新されなかつたらしく、立法から約二ヶ月たつた九月廿四日には、既に「制符事、一定多違犯之輩歟、可注付篇目、付奉行人可被下」との勅言が下されている。⁽¹⁰³⁾ 更に、翌正應六年六

月一日には、やはり「制符有_ニ違僭之輩」⁽¹⁰⁴⁾るため、「去年被_ニ宣下_ニ之制符」を「被_レ付_ニ奉行人、嚴密可_ニ御沙汰」旨の勅言が再び下されているのである。そして、こうした勅言が下された原因が「衆庶訴人、奉行職事緩怠、下情不_ニ上通」之間、徒疲_ニ訴訟、尤可_レ謂_ニ不便_ニ」⁽¹⁰⁵⁾ということだったことから見ても、問題となつた制符に対する「違僭」とは、例えば訴陳日数などといった個々の手続に対する「違犯」では無論なかつた。それ以前の段階で、奉行「緩怠」から、訴訟事務の停滞という事態が生起していたことこそ、問題とされた「違犯」だったのである。

そして、こうした情況を開けるために同日の議定で決定されたことこそ、記録所における公家庭中の開設に他ならぬ⁽¹⁰⁶⁾。

(二) 公家庭中の成立

『勘仲記』に、「每事厳密御沙汰、政道反_ニ淳素_ニ歟、珍重々々」⁽¹⁰⁷⁾と歓迎された公家庭中が、こうした経緯から成立したことを見るならば、公家の庭中も幕府の庭中と同様に、〈奉行をこえた直訴〉であったことは容易に推察されよう。公家庭中成立の要因が、「奉行緩怠」によつて「下情不_ニ上通」⁽¹⁰⁸⁾という事態が生じていたことにあり、また、幕府の庭中が御成敗式目に「奉行人若令_ニ緩怠、空經二十ヶ日_ニ者、於_ニ庭中_ニ可_レ申之」⁽¹⁰⁹⁾と規定されていることからも、公家庭中と武家庭中の類似を見ることができる。ここでは、具体的な庭中の事例から、公家庭中も〈奉行をこえた直訴〉であったことを確認していきたい。

まずは、庭中の提起が、奉行の緩怠、あるいは、より一般的に訴訟進行の遅滞を原因としてなされている例を見ていくたい。

正應六年八月二日、沙弥生心なる者が「太神官領」に関する訴について庭中した。⁽¹¹⁰⁾この一件については、既に正應四年の段階で三問三答の訴陳を終えていたのであるが、一向に判決が下るには至らなかつたようである。そこで生心は、庭中

公家庭中の成立と奉行（藤原）

二四(一七四)

の開設が決定されると、早くも六月十日、この件について庭中したのであるが、そこで訴えられたことは、「頭(頬) 藤左大弁奉行緩怠」であった。これをうけて、同日の庭中番上卿は、「悉可レ被申沙汰之由」を「本奉行職事」即ち頼藤に申し送つた。ところが、それにも拘らず、なお「于今不及其沙汰」⁽¹⁰⁸⁾ため、八月二日、生心は再度庭中に及んだのである。なお、この庭中で「緩怠」であるとして訴えられた頼藤は、同年三月に神宮訴訟についての裁許の綸旨を奉じてゐることなどから見て、当時、神宮奉行職事であつたとしてまちがいあるまい。

もう一つ、こうした例をあげておきたい。永仁二年三月二日梅宮社司等が庭中し、伊隆朝臣の「非法事」（追捕狼藉）について、未だ勅裁を蒙つていないので、「明日神事難勤仕之由愁申」した。これもやはり、訴訟審理が遅滞し、判決に至らないが故に庭中されたのであり、これに対しては、「是非」については早急に裁決すること、及び、「明日」の神事は「遂行」せよという勅答が下され、また、その旨の御教書が奉行職事雅俊にあてて発給されている。以上二例から確⁽¹⁰⁹⁾認されるとおり、公家の庭中は、担当奉行の緩怠等々によつて審理・判決の遅滞を生じた場合、その旨を担当奉行以外の庭中番に訴えるものだつたのである。

ついで、公家庭中も武家庭中と同様に直訴という特質をもつていたことについてふれておきたい。幕府の庭中では、將軍等に対する直訴もなされたが、公家で、それと同じように「治天の君」が直接訴人に相対するということが当初からあつたわけではない。しかし、庭中が、担当奉行以外のルートとして、終局的に勅答を仰ぐものだつた点に、その直訴としての特質を見ることができるるのである。

そのことは、例えば『勘仲記』に、「以(坊城) 吉田中納言、奏聞庭中事」⁽¹¹⁰⁾した例や、「依無伝奏」り兼仲が直奏して勅答を得、これを庭中訴人に伝えている例等が散見されることに見ることができる。また、次のような事例もある。永仁元年八月十四日は、ちょうど酉の日で、兼仲を上卿とする四番の庭中番の担当日であつたが、この日兼仲は出仕していない。⁽¹¹¹⁾その理由は、前日から伏見天皇が方違のため仙洞御所へ行幸しており、当日は「御留守」だつたことによるのであつた。⁽¹¹²⁾

即ち、天皇の存在なしに庭中は成立し得ないのであって、こうした点から、公家庭中が、勅答を仰がなければならぬと、いう直訴としての性格をもつていたことが確認されるのである。

以上のように、公家庭中も、幕府の庭中と同様に「奉行をこえた直訴」であり、担当奉行の緩急等による審理・判決の遅滞を、庭中番の上卿を通して「治天の君」に訴えるための制度であった。即ち、公家庭中が、後嵯峨院政以降整備され続けた「担当奉行制」の欠を補うものとして成立したことは明らかであり、ここに、中世公家訴訟制における、「担当奉行制」と、その欠を補う公家庭中という二つの柱が成立したということができる。

ところで、幕府の庭中は、口頭を以て訴えるという、もう一つの特徴をもつていたが（関東の場合）、成立当初の公家庭中も、庭中状などの文書が提出された形跡はなく、やはり、口頭による申請だったようである。先にあげた八月一日の沙弥生心の庭中についてそれを確認してみると、まず上卿である兼仲と寄人章保とが着座し、訴人が庭中に訴える。そこで章保が、その「申詞」を兼仲に注進したのであるが、その注進は次のような体裁をとっていた。

正応六年八月二日 於記録所愁申、

沙弥生心申、太神宮領上野国園田御厨并伊勢国散在田畠等事、頭左大弁奉行緩急之間、（中略）于今不有其沙汰と
申、

件子細、且被尋奉行職事、且被召出正応四年三月三答訴陳、可有其沙汰歟、

明法博士中原章保

これを一見して分るとおり、庭中訴人である生心が口頭で「愁申」したことを、寄人章保がそのまま文章化しているのである。また、この他、庭中訴訟を「尋承」という表現に、これが口頭による申請であつたことを窺うことができる所以である。

(二) 公家庭中の展開

ついで、これ以降、南北朝期まで含め、庭中が一貫して〈奉行をこえた直訴〉であり、〈担当奉行制〉の欠を補うものであつたことを確認しておきたい。

(三六八)
貞治三年二月廿六日、北朝記録所で庭中が行われたが、その一つに対する返答は、「猶可^レ催^ミ促奉行職事^ニ矣」というもので、この庭中もやはり奉行の緩急を訴えたものであった。その翌日には、当事者から、記録所寄人である中原師守に対し書状がよせられ、昨日の庭中でなお奉行に催促せよとのことだつたが、これではいつ判決が下るか分らず「不便」である、と師守に泣きついていることからも、そのことが確認される。これに対して師守は、なお催促してもだめであれば、催促した日付を「庭中申状」に書きつけて再度庭中するよう返答したのであるが、事実、三月六日に、この一件について再び庭中がなされている。^(三七)また、六日の庭中では、とある訴訟について、「山門職事未^レ定之間、可^ニ申沙汰^ニ之由、可^レ被^レ仰^ニ藤中納言^ニ」との勅答が下されている。この事例では、山門担当奉行未補のため庭中がなされており、公家訴訟制における〈担当奉行制〉の欠を補うという庭中の意義を、ここにも見ることができる。

また、直訴という点について見ると、元弘二年^(三三一)の庭中には〈治天の君〉が「内々出御^(三五)」し、建武四年^(三三七)にも、庭中に「内々如^レ例出御^(三一六)（傍点引用者）」しており、また、『師守記』の庭中関連記事に、わざわざ「無^ニ出御^ニ」と記される例が散見されるなど、このころには、〈治天の君〉が「内々」ではあれ庭中に「出御」するのを「例」としていたことが確認される。この他、「上皇御不^レ予」のため庭中が延引された例があることからも、庭中の直訴としての特性がいよいよ色濃くなつているのである。^(三八)

こうした南北朝期の庭中については、公家訴訟制を集大成するものと評価される、暦応三年五月十四日に成立した所謂暦応雜訴法^(三九)に、次のような規定がある。

一、可_レ被_レ置_二庭中并越訴_一事

庭中日 四日 九日 十九日 廿四日

件日々當番伝奏著_ニ文殿_一、可_ト尋_ニ聞訴人訴申_一、委被_テ糺_ニ決申沙汰_一、私曲令_ニ露顯_一者、番匪_ニ被_レ改_ニ奉行_一、宜_ニ被_レ止_ニ出仕_一、將又訴人構_ニ不実矯飾_一、恣及_ニ庭中_一者、永被_テ棄_ニ訴訟_一、至_ニ雜掌_ニ者可_レ被_レ召_ニ出使府_一、(以下略)即ち、庭中式日には伝奏が着座し、訴人の訴えを「尋聞」き、審理の進行等について委しく糺決すること、そして、もし奉行「私曲」が判明すれば、奉行を改替し、その出仕を止めること、逆に訴人の偽訴であれば、その訴訟を棄捐し、雜掌(訴人)を使序に召し出すこと、が規定されているのである。庭中が、正しく〈奉行をこえた直訴〉であったことは、これを以て明らかであろう。

ところで、この時期の庭中では「庭中申状」が作成されているようであるが、その事実は、庭中が文書の世界に埋没してしまったことまでを意味するものではない。以前においては訴人の言上を單に注進するにすぎなかつたのに対し、南北朝期には、「庭中申状」をもとに、伝奏と訴人の間で積極的な「問答」がなされるようになつており、むしろ、口頭伝達の重要性は増えたといわなければならない。一、二の例をあげると、貞治元年十一月廿二日の庭中では、感神院神人等の庭中に対し、「付_ニ祇園奉行職事_ニ可_レ申之由、伝奏被_ニ問答_一、被_レ返了_一」という例がある(この事例では、担当奉行に属することなく、直接庭中していることが注目される)。また、貞治三年三月六日の庭中で訴えられた一件については、当日の上卿万里小路仲房にかわって、伝奏日野時光が「猶可_レ催_ニ促奉行職事_ニ之由、(中略)加_ニ問答_一被_レ返_一」されたのであるが、それは「^(仲房)帥卿子息藏人右中弁嗣房無沙汰事訴申_一」したが故であつた。⁽¹²⁾このように、南北朝期の庭中では、伝奏が訴人と直接問答して庭中訴訟を処理しているのであって、庭中における口頭伝達のあり方を見ることができるのである。

公家庭中の成立と奉行（藤原）

二八（二七六）

四 「有愁之者致庭中」

以上をふまえ、最後に、公家庭中の成立が中世公家訴訟制の中に占める意義について検討していきたい。

中世公家訴訟制を集大成するものと評価される暦応雜訴法では、既に見たとおり、庭中について、式日には当番の伝奏が文殿に着座するよう規定されていたが、この頃の伝奏結番の一例として次のようなものがある。

一番 四日十四日廿四日
此日庭中有之

伝奏或上卿

勸修寺大納言 待從中納言 平中納言 高大藏卿

二番 九日十九日廿九日
此日庭中有之

伝奏或上卿云々

大理資時 葉室中納言長光 坊城宰相經季⁽¹²³⁾

即ち、この時点では、光嚴院政下における錚々たる伝奏が庭中番として結番され、庭中式日には、当番の公卿と、全ての文殿衆が文殿庭中座に着し、「可尋^レ聞訴人訴申、委被^レ糺^レ決申沙汰」⁽¹²⁴⁾きこととなっていた。こうした形での庭中は、既に伏見院政下の延慶二年四月十六日に文殿に下された「条々」の「一、可^レ被^レ置^二庭中并越訴^一事」⁽¹²⁵⁾の条の「当番伝奏著^二文殿^一可^レ問答^一事」という規定に見ることができ、その実例としては、この後、後伏見院政下の正和四年八月三日のものがある。

文殿庭中也、着座人^ニ、

治部卿 民部卿 頭左大弁資名朝臣⁽¹²⁶⁾_{被^レ着^二公卿^一座末^ニ}

大外師宗朝臣^(記脱) 大外記良技 大判事章任 主水正宗尚 主税助章房⁽¹²⁷⁾

この日の庭中に着座した公卿、日野俊光・吉田定資は共に伝奏で、官は前中納言であるが、位は正二位と高い。そして、このような形で庭中が行われることが、この後一般的に見られるようになるのであって、それは親政期についても、場所が記録所となり、記録所寄人が参仕する点以外は全く同様である。

一例をあげておこう。

(一三六四)
貞治三年三月六日「未斜」頃、後光厳天皇が記録所の簾中に出御した。そこで、伝奏大宰權帥万里小路仲房・權中納言日野時光・同柳原忠光等が公卿座に着座し（開闢明宗以下の記録所寄人は既に着座している）、庭中が開始された。当日は三ヶ条の庭中があつたが、うち二ヶ条を「取_二目_六」り、残る一ヶ条については、伝奏が訴人に対し、なお奉行に催促するよう「問答」してこれを帰らせた。ついで明宗は「庭中申状書_レ銘」き、目録と共に「懷中」して起座し、これらを上卿仲房に渡すと、仲房はこれをうけて簾中の天皇に奏聞した。この時点で天皇は「還御」、上卿、本座に帰座し、「招_二明宗_二仰_二勅答」⁽¹²⁵⁾せ下し、更に明宗がまた本座に帰着した後、訴人を召して勅答を「仰含」めたのである。

こうした庭中の形態は、庭中が成立した正応六年当時のものとはかなり異つたものである。伏見親政下の庭中では、「參議・弁」が六番に、寄人が八番に結番されており、一つの庭中番には、「參議・弁」が一人づつ、寄人が二人配置されていた。⁽¹²⁶⁾即ち、遅くとも延慶以降に見られる庭中の形態と比較すれば、その大きな相違点は、第一に、各番の上卿が、非伝奏を含む「參議」であること、第二に弁官が庭中番に結番されていることの二点である。

この二点について、まずは後者について見るならば、その大きな理由として、弁官自身が訴訟実務を担当する奉行であつたことが考えられる。庭中が「奉行をこえた直訴」という特性をもつていたとすれば、その場に実務担当者が存在することは、その趣旨からして不都合が生じたことはまちがいないだろう。つまり、より上級の当番に「直訴」できるようにするため、弁官が庭中番からはずされたと考えられる。

このような、より上級の者に庭中を担当させようという指向こそ、第一点の改革を生み出したものであろう。正応六年

公家庭中の成立と奉行（藤原）

三〇(一七〇)

に庭中番として結審された公卿（上卿）は、既述のとおり「参議」である（具体的には権中納言一名、前参議二名、現任の参議三名）。土田直鎮氏によれば、参議は一人前の公卿としては認められない見習の公卿であり、「余程小さな儀式のほかは参議が上卿を務めることはほとんど」無いのである。⁽¹²⁸⁾ そして、この時に庭中番とされた三人の現任参議が、八座のうちの最も下席の三人で、伝奏でもないかけ出しの公卿であることからすれば、成立当初の庭中は、大事なものではあったとしても、さほど格の高いものとしては決して意識されていなかつたのは明らかである。それが、遅くとも延慶の段階では、「王佐之仁」たる伝奏が庭中に着座し、庭中訴人と問答を交すようになつていて、この間に庭中の重要性が格段に増大したことが確認される。

こうした傾向は、既に見たように、〈治天の君〉が庭中に「出御」するようになつていてることにも現れている。これを成立当初と比較すると、当時の庭中では訴えられたことが当日中に沙汰される例はさほど多くなく、六日後になつて初めて奏聞された例も見られるのであり、⁽¹²⁹⁾ 庭中訴人と〈治天の君〉との間には、未だ大きな隔たりが存在したといわなければならない。それが「内々」ではあれ、〈治天の君〉が庭中に「出御」することが「例」となつたことの持つ意味は重大であろう。

そもそも、「諸人越訴、一切停止」・「凡諸種訴皆從⁽¹³⁰⁾下始」⁽¹³¹⁾ という原則を堅持し続けた公家訴訟制において（更に「裁判の空白」⁽¹³²⁾ が存在したとするならば）、〈治天の君〉と訴人との間には一片の交渉すらあり得ようはずもなかつた。それが、後嵯峨院政以降の雜訴の興行によって整備された〈担当奉行制〉のもとで、漸く訴人達は勅裁を期待できるようになるのではあるが、それでも〈治天の君〉が〈雲上〉の存在であつたことに変りはなかつたのである。

正応六年に〈直訴〉という特質をもつ庭中が成立したことは、そうした意味で、公家訴訟制における極めて大きな方針転換として位置づけられるであろう。自らの存念を庭中番の公卿に〈直訴〉し、それが奏聞され、勅答を受けるという新たな訴訟ルート、即ち庭中が、訴人と〈治天の君〉を結ぶ重要なパイプとなつたことはいうまでもない。そして、庭中に

改革が加えられ、〈治天の君〉のいわば耳である錚々たる伝奏が庭中に着座し、更に〈治天の君〉それ自身が、「出御」するようになる。このように、公家訴訟制において、本来全く無関係といつてよかつたほど離れていた訴人と〈治天の君〉は、仮にもう一步踏み出すならば、互いの手が届く所にまで〈接近〉してくるのである。

このような〈接近〉がはかられた理由も、正しく庭中が成立したのと全く同じ理由、即ち〈担当奉行制〉の欠を補うためのものであり、より端的に表現するならば、その原因是、公家政権内における訴訟担当者の全体的な弛緩・緩怠に他ならなかつた。

(一三〇五)
嘉元三年二月六日、院評定が散会した後、権中納言六条有房と、この月に評定衆となつた〈新進〉の公卿吉田定房は、後宇多院の、政道に関する「御尋」に対し、自らの所存を述べている。そして、その下問の一つに、神宮雜訴については神宮上卿に任せてはどうであろうか、というものがあつた。これも、やはり〈担当奉行制〉を軸とし、それを統轄する上卿に雜訴についての責任を負わせようとする意図から出たものに他ならないのであるが、これに対する定房の意見は全く否定的なものであつた。

當時雜訴繁多之折節、於上卿——被仰下之条、為訴人不便乎、不可事行、此上者神宮領訴訟、一向可為無沙汰(133)歟、

即ち、多くの雜訴を抱えている今日、神宮上卿某（名が伏せられているのは残念である）に全てを任せてしまつたのでは、神宮訴訟は全く「無沙汰」となり、それでは訴人が「不便」である、というのである。かつて、後嵯峨院政下の評定において十二ヶ条の「意見」が議せられ、その結果、神宮の興行のために神宮上卿を定め置くことに「一揆」したことと比較してただけでも、この時期における、公家訴訟を取り巻く雰囲気の一端を窺うことができる。

また、これに先立つ永仁三年(1295)、参内した神宮奉行三条実躬は次のような勅言をうけている。

當時職事、皆以有若亡、実躬一身奉行諸事、大略為職事骨之由、有勅定(134)、

公家庭中の成立と奉行（藤原）

三二一(四三)

〈担当奉行制〉を集大成して成文化された文保元年^(一三一七)の「政道条々」が発布されてから二年ほどたつた同三年正月十三日、再び院政をしいていた後宇多院の御前で、「徳行才庸可レ被レ授ニ官職」以下についての議があつたが、その中ではからずも露呈された公家政権の実情は、大略以下のようなものだつた。

官職は、本来「徳行才庸」を以て人選がなされるべきものであるが、「近來」は、「或稱譜代猥被授其官」⁽¹³⁵⁾れている。「上古」は、徳行の仁に官を授け、子孫がその徳を「相続」して官職に任命されていた。ところが「末代之風」、徳は列祖に及びもしないのに「只以家之相続称譜代」して「王官」に任せられている。「本朝末代如レ此」きものである。就中、近日公事興行がはかられてはいるのだが、上卿は「動及闕如」んでいる。弁官について見れば、「當時」の弁官は「結政初參」を遂げずに「或昇大弁、或轉中弁」⁽¹³⁵⁾するため、「列見定考」には初參を遂げていないと云つて参仕しようとしない。仍つて、「先日列見」は弁官の人数が足りず延引され、左少弁冬方朝臣の「所勞減氣」を待つて漸く行われたといつた具合である。また「京官除目申文、内覽奏聞撰定之時、職事一両人之外」は参候しなかつた。「雖レ有興行沙汰、近日遂レ日陵遲」している。雜訴についても、賄賂は「訴人所レ愁」であるにも拘らず、奉行人は「受之時致丁寧、不レ受之時有疎略」と云つた有様である。

同年五月、仙洞で評定が開かれ、「政道事」について議が行われることとなつた。この席上、時に從二位前権中納言であつた万里小路宣房は、政道について次のように定め申した。

——政道の枢要たる任官は、本来「徳行才庸譜代恰勤」^[格カ]につきその仁を選ぶべきものである。ところが實際の任官を見るに、「徳行才庸」を軽んじ、「譜代」のみを賞している。このため、朝官には「輔佐之臣」無く、「陣公事」も「如レ形」く行われているにすぎない。そこで、後嵯峨院以来、伝奏・評定衆を「輔佐」の臣として政道を行つてきた。ところが、「近代」の伝奏・評定衆もまた任官と同様に「雖レ非其器称譜代」して伝奏・評定衆に任せられるようになつてゐる。それ故にこそ「政道追レ日陵夷」するのである。——

伝奏・評定衆に「徳行才庸」の仁を精選すべきことを主張したこの宣房の提言も、また、当時の公家政権の具体像を示すものであり、前に見た吉田定房の意見とも重なりあって、政権内の弛緩を伝えてくれる。後に三房と称されるこの二人が、時と場を別にして同様の告発をしているのは興味深いことではあるが、それはともかく、宣房は、こうした現状をふまえた上で、雑訴について次のような提言を行うのである。

雜訴事、有_レ愁之者致_二庭中_一、内々有_二出御_一可_レ被_二聞食_一、庭中時當日有_二沙汰_一可_レ有_二聖斷_一也、庭中時當番公卿等必參候也、可_レ休_二人愁_一歟。⁽¹³⁶⁾

即ち、愁有る者は庭中に訴える。「政道追_レ日凌夷」する中で、雑訴を興行し「休_二人愁_一」める道は、庭中の興行にある。庭中式日には「内々有_二出御_一」りて訴人の申す所を聞き、当日中に聖断を下すべきである、と。

中世公家訴訟制において、庭中が占める位置は、その模範となつた幕府よりもはるかに大きなものだつた。本来、公家訴訟制がもつていた「諸人越訴一切停止」という大原則を打ち破つて成立した公家庭中は、その後の展開の中で、訴人と〈治天の君〉との異様なまでの〈接近〉を生み出すのであるが、それは、他ならぬ政道の「凌夷」に起因するものであり、宣房の提言に見られるとおり、公家の雑訴は庭中の興行、即ち直訴によつて支えられるものとなつていたのである。⁽¹³⁷⁾こうした〈治天の君〉の訴人への〈接近〉を専制化というべきかどうかは分らない。しかしながら、少なくとも、正応六年に成立し、その後も改変が加えられつつ展開し続けた公家庭中こそ、正しく、中世公家政権における雑訴の興行が辿り着いた、一つの到達点として位置づけられるのではないだろうか。

結 言

暦応_(一三四〇)年、文殿に下された暦応の雑訴法は、それまでの公家訴訟法を集大成したものとして高い評価を得ている。そし

公家庭中の成立と奉行（藤原）

三四(一七四)

て同法は、^(一三七)応安四年九月廿六日の評定においても、

一、雜訴法事

人々申云、堅可レ被レ守ニ曆応法、⁽¹³⁸⁾

とされていようとおり、立法以降、公家訴訟制の「規模」となつたものであつた。

このように、曆応法のもつ意義は極めて大きいのであるが、裏を返してみると、それは、弘長法に始まり、以後弘安・正応・延慶・文保・元応と、中世公家政権において次々に創り出された裁判規範や訴訟手続が、曆応法以降は固定され、新たなものがもうほとんど創造されなかつたことも意味している。事実、曆応法に規定された一条一条についてその先行法令を探してみると、現在にまで伝來した公家法にあたつてみるだけで、細かな相違を除くと、一定部分の先行法令を見出すことは、さほど困難なことではない。

ところが、『師守記』によれば、曆応法とは、^(一三四)正和三年十一月十三日の法を、庭中や越訴の式日を変更しただけで、ほとんどそのままの形で文殿に下されたにすぎないものであつたらしい。更に、曆応法下布にあたつて、式日の変更以外に問題になつたことといえば、「文殿雜訴御教書日限事」と、清書にあたつて「奥ニ載年号月日哉否」の二つが今になつて確認される程度なのである。この前者の問題については「当番輩」に尋ねてはいるものの、これに類する条文は見当らず、後者については、「先規」に従つて書かないことにしたのであつた。⁽¹³⁹⁾もし本当にこれだけの手続を経ただけで立法されたのだとすれば、曆応法はたいして新らしいものを創り出さなかつただけでなく、先行法令を新たに集成したわけでもなかつたということになる。

曆応法成立から六年程たつた貞和三年二月十九日、前左大臣洞院公賢は、院執權で、伝奏でもある前権大納言勸修寺経顕に宛て、政道についての書状を認めた。その内容は、一つに、自分が奉行として担当している対象以外の事についても「人愁有下被聞及一事上者、可下令執奏給上」きこと、二つに、伝奏が出仕しないことは以外であり、また「御前評定

日、職事・弁官并文殿衆等大略不參」は「不可然」ことで、「専可有興行沙汰」き旨を伝えたものであった。⁽¹⁰⁾ この書状は、既に見た鎌倉末期と同様に、当時の公家政権においても、伝奏以下が出仕せず、政務・雜務がほとんど停滞しきつていたことを示しており、〈担当奉行制〉の機能の低下が確認される。そして、既にこうした情況に陥っていた公家政

權に、果して再び「興行」する力量と氣力が備っていたのかといえば、この後にも、神宮伝奏が全く出仕しないため、「付便宜伝奏、可奏事之由」仰せ下されていることを見ても、答えは否定的なものであろう。

この前年の七月九日、足利尊氏の女の死去によつて、庭中をはじめとした文殿における雜訴沙汰が七日間停められたことになつた。これについて公賢は、こうしたことのために、雜訴が数日も停められてしまうことは「尤不便歟」と不満を表しながらも、自らの日記に次のような述懐を書き残した。

但近日雜務陵廃、更不及沙汰、公私頗如醉、莫言々々。⁽¹¹⁾

無論、當時、公家の雜訴沙汰が全くなされていなかつたわけでは決してない。ある時は、着座すべき伝奏がおらず、またある時には訴人がいないために、庭中が流れてしまふケースが少なくなかつたにしても、庭中は行われようとしていたし、現実に行われていた。それでもなお公賢は、雜訴沙汰が停められようが停められまいが、実のところは大差ないのだ、と嘆息せざるを得なかつたのである。

かつて、訴人をしてきえ、「適奉逢有道 聖代、相當德政之折節、是為幸之間、言上子細」⁽¹²⁾とまで言わしめた、中世公家政権における雜訴の興行が、確かに過去の世界のものとなつていたことを、私達は、この公賢の嘆息の中に聞き取ることができるのでないだろうか。

註(1) 『平安貴族社会の研究』所収

(2) 綱野善彦『蒙古襲来』・笠松宏至「中世の政治社会思想」
〔『日本中世法史論』所収〕

(3) 佐藤進一『日本の中世国家』一七一页に、「幕府による評定制導入の勧告は、幕府側から言えど、王朝のものは王朝にとく、王朝・幕府相互の不干与と自立の方針を、裁判管

轄について表明したものに他ならぬ」と指摘されている。

(4) 笠松註(2)掲論文・「仏物・僧物・人物」(『法と言葉の中世史』所収)

(5) 以上『公衡公記』同年正月廿・廿六日条

(6) 『日本思想大系 中世政治社会思想 下』(以下同書を『政治社会思想 下』の如く略す)三三・五六頁所収

(7) 同前五七・六二頁所収

(8) 正応六(永仁元)年六月一日条

(9) 橋本註(1)掲論文、以下同氏の引用は全て同論文である。

(10) 古田正男「鎌倉時代の記録所について」(『史潮』第八年第1号)・細川亀市「中世公家法における民事訴訟法——院庁の文殿に就て」(『法曹会雑誌』十五—五)等がある。

(11) 前掲細川論文、なお古田氏は庭中を明確に規定されていないが、記録所における審理や対決を庭中とされているようである。

(12) 森茂曉氏は、「記録所庭中の評議事項は議定衆の会議(雜訴評定)に提出され、勅裁を仰いで最終的決定をみた」と規定された上で、記録所注進状の作成が「庭中評定」の機能である、とされ、永仁三年の記録所注進状の署判者と正応六年の庭中結番の人名との対比から「注進状は訴訟を受理した特定の一一番内で作成するものではなく、各番の枠をはずした形で、弁・寄人八名程度が評議し、その結果をまとめたものだと考えられる」とされている(『後醍醐天皇前期親政期の記録所『南北朝期公武関係史の研究』所収)。ちなみに、記録所注進状に

署判した弁官は記録所勾当弁であり、庭中結番とは関係ない。

(13) 橋本初子氏は「三問三答の訴陳を番えても、なお一決し難い時は、庭中に訴論人双方を出對させる」のであり、文殿

庭中に際しては、訴論人に文殿廻文が発給される、とされた(『公家訴訟における文書の機能論的考察』)『古文書研究』第十四号所収)。

(14) 建武四年某月三日条(橋本註(1)掲書四七七頁)

(15) 历応二年十月十九日条

(16) 「鎌倉幕府の庭中」(『史学雑誌』第九二編十二号所収、なお、前稿には補訂すべき点もあるが、ここでは詳述しない)、また、網野善彦氏も、庭中を「一種の直訴制」とされている(『日本民俗文化大系7 演者と観客』一九五頁)。

(17) 笠松註(2)掲論文

(18) 「中世公家政治文書の再検討②」(『歴史公論』卷四一一所収)

(19) 森註(12)掲論文

(20) 百巻本東大寺文書八十六号(『鎌倉遺文』)以下『遺文』と略す)(二十一—六一〇八)

(21) 同前(『遺文』二十一—六一〇七)

(22) 『勘仲記』正応五年九月五日条

(23) 議定の奉行については、『吉統記』文永十年七月一日条に、「今日議定也、(中略)頭中将奉行也」とあり、「議定之詞」については、同年閏五月十五日条に「今日議定、(中略)議定之詞、頭内藏頭書^レ之」とあるによる(なお、閏五月一日

- 条にも「恒例議定也、(中略)頭中將奉行、貫主倉部所勞之間也」とある。また、藏人頭は、議定の奉行を務めただけではなく、個別の訴訟を担当する奉行でもあった。そして、その一件が議定にかけられる場合には、他の職事と同様に簾子に参候して事案を報告したのである(例えは、同記文永九年十月十一日条に「雜訴事有議定、(中略)頭中將參候簾子下、申兩方訴陳之趣」(頭中將奉行事、依_レ有議定也、毎度如_レ此)、次自下屬次第申所存、中納言發言、人々定申之後、頭中將退入、次頭内藏頭候簾子、申文書之旨」とあること、同十六日条に「今日議定也、(中略)職事等於簾子、申兩方訴陳之趣、如_ニ前々_ニとあることなど参照)。通常、職事・弁官は、伝奏を通して奏事をを行い、議定の時申し出せと勅命をうけた時に議定に参仕し、事案を報告することになっていた(同前文永十年六月十三日条参照)。
- (24) 文永十年十二月七日龜山天皇綸旨案(狩野亨吉氏蒐集文書十八「遺文」十五一一四八九)
- (25) 『新校群書類從』第四卷三五頁
- (26) 康永四年五月一日裏書
- (27) 文永十一年(?)十二月七日龜山上院宣案(東京大学所蔵東大寺文書「遺文」十五一一七七〇)
- (28) 『職原抄』(註(25)に同じ)、興福寺の場合も、東大寺と同様に、まず長官(南曹弁)に宛て御教書が発給され、それをうけて長官が御教書を発給する。なお、永島福太郎『奈良文化の伝流』第一遍第三章第三節参照。
- (29) 『勘仲記』同年三月十九日・四月十一日条
- (30) 同前 弘安七年十月十二・十三・十四日条
- (31) 同前 弘安九年四月四日条
- (32) 同前 弘安七年九月五日条
- (33) 同前 弘安七年閏四月十九日条
- (34) 同前 弘安七年六月廿九日・卅日条
- (35) 同前 弘安九年閏十二月四日条
- (36) 同前 弘安九年三月七日条、なお、この時の記録所評定には「勾当弁俊定朝臣・冬季朝臣已下着座」して評定が行われている。森氏は、註(12)掲論文で、正応六年の記録所庭中成立以後に弁官が記録所評定(氏のいわれる「庭中評定」)に参画するようになつたとされているが、こうした事例からも、それは誤りである。
- (37) 同前 弘安十年三月廿二日条
- (38) 文書に裏書を加えることについては、笠松宏至「裏を封ずる」ということ(註(4)掲書所収)に詳しい。
- (39) 例えは、「遺文」十九一一四四七五・一四五七〇(『遺文』は、宛所の「頭右大弁」を藤原経長としているが、これは兼頼とすべきである)等がある。また、『兼仲卿記』紙背文書以外にも、「弘安二年内宮仮殿遷宮日記」に、祭主宛に問状を発給し(『遺文』十八一一三五三九)、これをうけて祭主が施行した例(同前一三五五六)もある。
- (40) 『吉続記』弘安二年四月十三日条
- (41) 以上、『吉続記』弘安二年五月廿日条、なお、同条には「予依_ニ神宮伝奏_ニ也」と明記されている。

公家庭中の成立と奉行（藤原）

三八(七)

- (42) 『仁部記』弘安二年五月十八日条
(43) 『吉統記』弘安二年五月十六日条
(44) この時期の伝奏については、橋本註(1)掲論文に詳しい。
(45) 『吉統記』文永十年四月廿五日条
(46) 同前 文永九年十月廿七日条
(47) 『京都御所東山御文庫記録』甲二〇八所収
(48) 『皇室制度史料 太政天皇三』一九七二〇〇頁所収
(49) 以上、『勘仲記』弘安七年八月十二・十三日条
(50) 『兼仲卿記』紙背文書(『遺文』十八一三七六八)
(51) 建治四年正月十四日坊城俊定奉龜山上院宣写(菊大路家文書(『遺文』十七一ニ九六五))
(52) 『吉統記』弘安二年五月四・十日条
(53) 弘安九年(?)正月十九日源定実添状(『兼仲卿記』紙背文書(『遺文』二十一一五七七九))
(54) 弘安九年二月九日土御門定実添状写(菊大路家文書(『遺文』二十一一五八一))、なお、『遺文』では、「上卿士御門殿」を権中納言土御門雅房としているが、やはり定実とすべきであろう。
(55) 『勘仲記』弘安七年九月五日・七日条
(56) 同前 弘安七年二月三日条
(57) 同前 弘安七年六月十三・十四日条
(58) 祇園社については、『勘仲記』弘安七年七月九日条に「就祇園社事予奉行也」とある。
(59) 『遺文』二十五一九二一三
- (60) 以上『勘仲記』弘安七年六月廿八日条
(61) 同前 同年後八月十六日条
(62) 『経俊卿記』建長八年四月十一日条
(63) 『勘仲記』正応元年四月十九日条、なお、史料大成本では、この部分「代々院中被召仕之弁奉行當時先例也」とあるが、広橋本『兼仲卿記』では、後半部分が「奉行於此寺事先例也」となっている。本稿はこれに従つた。
(64) 同前
(65) 『兼仲卿記』紙背文書(『遺文』二十二一七一七二)
(66) 『公衡公記』弘安十一年正月八日条
(67) 『万一記』(『皇室制度史料 太政天皇三』(以下同書を『皇室制度史料』と略す)一九六頁所収)
(68) 以上『吉統記』文永八年九月十二・十四日条
(69) むろん、全ての院宣がこうした手続を経て発給されるわけではない。
(70) 『遺文』十九一一四七一三、二十一一五〇三三・一五二一七・一五四三〇
(71) その一通とは、弘安五年二月十五日龜山上院宣写(東宝記五(『遺文』十九一一四五六六))で、中御門経俊が奉じ、末尾は「可_レ被_レ仰遣_レ之旨被_レ仰也、恐_ニ謹言」と結ばれ、また宛所も書かれていなし。そして、同日付の具房添状は、「東寺御影供執事事、奏聞之處、被_レ仰下_レ之旨如_レ此、仍執達如_レ件」という文面で、「長者僧正御房」に宛てられている(東宝記五(『遺文』十九一一四五六七))。

- (72) 光泰奉綸旨は、『遺文』二十三一一八一六九・一八二一五、二十四一一八五〇五・一八六三三、一八六七七・一八七九八・一九〇四四、光泰宛挙状は、二十三一一八〇九三、二十四一一八四八〇・一八四九一・一八四九二（これは年欠であるが、永仁三年のものと推定される）、二十五一一八九六八、請文としては、二十三一一八一七七。
- (73) 永仁二年二月十五日法印祐遍挙状案（白河本東寺文書三『遺文』二十四一一八四八〇）
- (74) 「実躬卿記」正応四年三月八日条には、「依天王寺別当事山門蜂起、去夜既奉勅動神輿由、奉行職事仲親奏聞、仍下綸旨云々」である。これも山門奉行職事であろうか。
- (75) だいぶ降るが、『園太曆』貞和三年七月廿日条には、「山門伝奏事、如元可申沙汰之旨、可仰宣明卿云々」とあり、遅くともこの頃には山門伝奏が存在していたことが知られる。
- (76) 『勘仲記』弘安十年七月廿九日条
- (77) 弘安九年二月廿三日龜山上皇院宣案（高野山文書続宝簡集七十五『遺文』二十一一五八二七）、また、同年四月十六日付でほぼ同様の院宣もある（高野山文書続宝簡集七十五『遺文』二十一一五八七七）。
- (78) 弘安九年六月廿四日龜山上皇院宣案（紀伊金剛峯寺文書『遺文』二十一一五九二四）、なお、この院宣案の端裏書には「奉行弁下造官使 院宣案」とある。
- (79) 弘安九年六月廿四日平仲兼書状（高野山文書宝簡集四『遺

文』二十一一五九二六）、宛所は「長者僧正御房」である。

- (80) 弘安九年八月廿五日龜山上皇院宣案（東南院文書六ノ四『遺文』二十一一五九六五）

(81) 註(18)掲論文で富田氏が、弁官の奉ずる院宣に、国家的課役の賦課・免除に関するものが多い、とされたのは、こうした役夫工奉行弁の存在にもよるのではないだろうか。

なお、この他の担当奉行としては、南都・蓮花王院・醍醐寺・丹生社、やや特殊なものとしては、散所奉行等々が見られるが、詳述しない。

- (82) 『葉黃記』寛元四年十月十三日条

- (83) 水戸部正男『公家新制の研究』所収

- (84) 『経俊卿記』同年四月七日条

- (85) 同前 同年五月廿七日条

(86) 『続群書類従』第十八輯下九一七頁、なお、棚橋光男「院政期の訴訟制度について——陣定を中心にして——」（『日本史研究』一九四号・同『中世成立期の法と國家』所収）に、院政期の神宮上卿についての言及がある。

- (87) 『吉統記』文永五年五月廿三日条

- (88) 文永十年四月一日龜山天皇宣旨（勸修寺家文書）『遺文』十五一一二三六）、なお、『遺文』十五一一二三六・二二三七も参照。

- (89) 『民經記』同年三月二日条

- (90) 『吉統記』同年十月十六日条

- (91) 『勘仲記』同年二月三日条、なお、徳政・雜訴評定分離

以前でも同様である。例えば、弘安七年十月廿五日、神宮奉行兼仲は、参院し、伝奏吉田経長を通して神宮条々事を奏聞した。そして、「明日評定之次可申出之由」勅定をうけると、翌日再び参院した。龜山院が出御し、評定衆がそろつたところで、「先被召予、懷中兩条文書、躊躇居簷子、可祇候弘庇之由有御沙汰、仍参候、中様程也、居定之後先開文書、申出神宮事」し、兼仲が「両方申状令申上」め、「此後自下薦次第被定申」れた、という具合である（『勘仲記』同年同月廿五・六日条）。

また、葛川明王院文書には、事書の一ヶ条の本文を含む逸文があり（『遺文』二十五一一八七五二）、本来の事書の形式を知ることができる。

- (92) 『勘仲記』正応六年六月一日条
- (93) 無論、龜山院政期にもその傾向がある。
- (94) 『実躬卿記』同年八月七日条
- (95) 『兼仲卿記』紙背文書（『遺文』二十三一一八一五七）
- (96) 同前（『遺文』二十三一一七九五八）
- (97) 藤原頼世申状（同前『遺文』十九一一四七八）
- (98) 石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』第一篇第二章 第二節二二項
- (99) 『勘仲記』弘安九年十二月廿四日条
- (100) 同前 同日条
- (101) 三浦周行「文永以後の新制——新制の研究（六）」（『法学論叢』第十五卷六号所収）に十三ヶ条の事書が紹介されており、これを使うて、水戸部正男『公家新制の研究』にも同じ事書が収められている。また、実際に下布されたものとしては、『遺文』二十三一一七九七三に、広田社宛の弁官下文がある。
- (102) 前註掲論文
- (103) 『勘仲記』同日条
- (104) 同前 正応六年六月一日条
- (105) 同前
- (106) 『政治社会思想 上』二四頁
- (107) 『勘仲記』同日条
- (108) 正応六年三月 日伏見天皇綸旨案（菊大路家文書『遺文』二十三一一八一三五）
- (109) 『勘仲記』永仁二年三月二日条
- (110) 同前 永仁元年八月十一日条、なお、正応六年は、八月五日に改元され永仁となっている。
- (111) 同前 永仁二年三月八日条
- (112) 同前 永仁元年八月十四日条
- (113) 『師守記』貞治三年二月廿六・七日条
- (114) 同前 同年三月六日条
- (115) 『花園天皇辰記』同年五月一日条
- (116) 『小楓匡遠記』建武四年某月三日条（橋本註⁽¹⁾掲書四七七頁）
- (117) 『園太曆』貞和五年三月十六日条に、康永三年十二月廿四日の例としてひかれている。また、『師守記』暦応三年三月九日条には、「今日無庭中、當時依為長講堂御所也」

とある。

(118) 貞和六年正月廿四日、「河原院申伊勢・志摩両国津浦済物事」について庭中がなされた。これに対し、本件に關する「可_レ申」との返答がなされている。ところが、本件に關する一月九日の庭中に対する勅答は、以下のようなものであつた。

此事、逢_ニ雜訴沙汰、難_ニ沙汰由被_ニ仰下_ニ了、此上者、重難_ニ申沙汰、

即ち、この一件については、既に雜訴沙汰において最終的な結着をみており、この両度の庭中が、いわば「越訴」のようなものだったことが分る。そして、三月四日には三度庭中がなされ、やはり「先度被_ニ仰下_ニ□、今更難_ニ及_ニ沙汰之旨」が仰せ下されている。このような庭中が提起されたのも、やはり、庭中の「直訴」としての特質によるものであろう(以上『師守記』貞和二年一月十二日条)。

(119) 『皇室制度史料』二二九～二三四頁所収

(120) 『師守記』同日条

(121) 同前 同日条

(122) 古代学協会編『禪定寺文書』三四の、徳治二年九月頃の

會東庄雜掌訴狀(論人は禪定寺)には、「去嘉元三年十二月以來、雜掌連日雖_ニ令_ニ參訴、前奉行故藏人佐引_ニ級禪定寺、曾不_ニ被_ニ申沙汰、仍去年九月八日庭中言上_ニ之□、則為_ニ御奉行、被_ニ成_ニ御教書於前奉行、忿可_レ被_ニ申沙汰之旨、雖_ニ被_ニ仰下_ニ、□以無沙汰、雜掌疲_ニ連日參訴」という一節がある。これは、

関白九条師実家の法廷で争われたもので、援関家においても庭中が存在したことを示している。そして「前奉行」が申沙汰しない旨庭中言上し、その結果「前奉行」に対し、「忿可_レ申沙汰之旨」の「御教書」が発給されており、これもまた「奉行をこえた直訴」であったことはまちがいない。

(123) 註(119)に同じ。

(124) 『貞永式目注解』(『中世法制史料集』卷四所収) 関本奉行人付別人企訴訟事条

(125) 『公衡公記』同日条

(126) 『師守記』同日条

(127) 『勘仲記』正応六年六月一日条

(128) 「平安時代の政務と儀式」(『国学院大学日本文化研究所紀要』第三十二輯所収)、同氏によれば、例えば仁王会のような「割合格の高い儀式」の上卿を務めるのが大納言クラスなのであり、暦応の庭中結番で権大納言が上卿とされたことは、庭中の格が、正応の頃に比べ、まさに格段に上昇していることを示している。

(129) 『勘仲記』永仁元年十一月十日条に、「四日庭中兩條・有宗訴事、直奏」とある。

(130) 弘長三年八月十三日龜山天皇宣旨(註(6)に同じ)

(131) 文永五年十二月十九日中原章国勘状(『遺文』十三一一〇三四二)

(132) 笠松註(2)掲論文

(133) 註(86)に同じ。

公家庭中の成立と奉行（藤原）

四二(一七四)

(134) 『実躬卿記』永仁三年十二月五日条

(135) 『万一記』同日条（『皇室制度史料』一九一～二頁所収）

(136) 同前 同年五月十四日条（『皇室制度史料』一九四頁所収）

(137) 註(120)の庭中を一例として、担当奉行に属することは、こうしきはじめから庭中に訴える例が散見されることは、こうした点で注目される。

(138) 『大日本史料』第六編之三十四、二七九頁

(139) 以上、『師守記』同年四月十・十一、五月四・六・十・十一・十四・十五、七月廿一日条参照。

(140) 『園太曆』同日条、なお、関連記事が『師守記』同年同月廿九日条にある。

(141) 『師守記』貞治三年九月十一日条

(142) 『園太曆』同日条

(143) 正応四年七月 日覚照重申状案（九条家文書『遺文』二十
三一・七六五三）

（東京大学史料編纂所助手）

東寺文書聚英

図版篇 解説篇

上島 有編著 京都東寺にはすでに公開された東寺百合文書の他にも、日本の代表的な文書六百点が蔵されていることは名高い。本書は東寺が現蔵する文書の中でも、史料として美術品として密度の濃い東寺文書を初めて写真で収録し、懇切丁寧な解説を付す。

本書の特色

- 1、文書の紙質・墨色・筆跡等を鮮明に収録する。
- 2、図版篇と総説・各個解説・釈文の解説篇の二冊仕立。
編年目録、文書索引、署名・署判索引を付す。

● B4判・総608頁／渝定価四八〇〇〇円

訳注 本朝画史

笠井昌昭他訳注

狩野永納の撰として元禄四年に開板された最初の本格的な日本絵画史『本朝画史』。本書は元禄六年版を底本として、本文に送りがな、返り点をつけて訳文を付し、綿密な注釈を付ける。● A5判・562頁／定価二三〇〇〇円

摂津国諸記一

〔第七回配本〕

本願寺史料集成／日野照正編 『摂津国諸記』十三冊のうち一番帳から三番帳まで（安永八年～文化七年）を収録。上寺下寺関係紛争、寺檀紛争、富田本照寺関係など貴重な資料を収録する。● 菊判・416頁／定価一〇〇〇〇円

同朋舎

本社 〒600 京都市下京区中堂寺鍵田町2電075(343)0621振替京都5-22982
支店 〒101 東京都千代田区三崎町3-7-12清話会ビル5階電(03)234-4982

注文制です。
書店にご注文を！

The Establishment of the Imperial Legal Institution of *Teichū* and its Functionaries: A Preliminary Examination of the Medieval Imperial Litigation System

by Yoshiaki Fujiwara

There has been a tendency among Japanese historians to slight the litigation system of the medieval imperial court resulting in, very few studies on being done this theme.

Recently, however, several important aspects have become clear. First, in the latter half of the Kamakura period, both the Kamakura *bakufu* and the imperial court administered matters with benevolence, while pursuing a revival of the *zasso* system (雜訴の興行). Second, the Kamakura *bakufu* encouraged court nobles to handle independently legal matters related to the imperial court, a move which in turn helped to revitalize the imperial court.

Based on these studies, the author believes that an investigation of the imperial litigation system is fundamental in grasping the political history of the late Kamakura period.

In the present article, the author examines both the establishment of the legal institution *teichū* (direct petition from "within the garden") executed by the court nobility, and the role of functionaries (*bugyō*) within the framework of this institution.

First, in the imperial litigation system, each functionary had his speciality and dealt exclusively with cases subsumed under that area (*tantō bugyō-sei*). This system was first established in the reign of ex-emperor GoSaga, who particularly endeavored to revive the practice of *zasso*, which was later codified in 1317.

Considering the foregoing facts the author believes that the establishment of the *tantō-bugyō* system had great significance for the revival of *zasso* in the medieval imperial administration.

This system, however, was defective in one important aspect. Functionaries' procrastination and negligence of their duties directly

caused the delay of the litigation procedure. It was this defect which triggered the necessity of institutions such as *teichū*, where one could directly file petitions. Abundant examples indicate the dramatically increasing role of *teichū* as time progressed. By the beginning of the fourteenth century, upper-class court nobles including *dainagon* (chief councillors of state), and even emperors themselves served as judges.

'Negligence' on the part of *bugyō*, again, not only hastened the development of *teichū*, but also increased the significance of the institution. Taking these facts into consideration, the *Teichū Shikijitus* (the day of *teichū*) suggested that, if necessary, even emperors should execute jurisdiction to obtain sage judgement. This suggestion epitomizes the revival of the legal practice, *zasso*, which was greatly reinforced by the popularity of *teichū*.

The imperial court legal institution, *teichū* which was first established in 1293 and was consistently developed and improved thereafter, could be, therefore, regarded as the zenith in the history of the *zasso* revival supported by the imperial court authority.

Prime Minister Hiranuma's Approach to America in 1939

by Yōko Katō

In the past the Hiranuma Cabinet has been often referred to in connection with the Japan-Germany-Italy mutual Defense Pact of 1937. This paper puts a new perspective on the well-known 'Complex and bizarre communique' and criticizes the previous trend in treating the Hiranuma Cabinet as incompetent.

This paper, through a close examination of both American and British diplomatic data, throws light on Hiranuma's manoeuvrings with respect to the U.S. and clarifies the following three statements. First, Hiranuma wished to conclude the Chino-Japanese War immediately and pursue possible ways for peace negotiations with